

新旧対照表

投資一任契約約款

新	旧
第5条 2. 当社は、当社における運用部門からの運用の指図に従い、お客様から拠出された金銭をもって投資対象ファンドを取得し、又は、取得した投資対象ファンド（以下「保有する投資対象ファンド」といいます。）の一部若しくは全部を売却します。<u>なお、売却に際しては解約請求で執行するものとします。</u>	第5条 2. 当社は、当社における運用部門からの運用の指図に従い、お客様から拠出された金銭をもって投資対象ファンドを取得し、又は、取得した投資対象ファンド（以下「保有する投資対象ファンド」といいます。）の一部若しくは全部を売却します。
第16条 2. (3) お客様について支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、<u>競売、会社更生手続開始、特別清算</u>の申立があったとき。 第16条 2. (4) （ 現行どおり ） 第16条 2. (5) お客様が死亡したとき又は本邦の非居住者<u>等</u>になったとき。 第16条 2. (6) ～ (11) （ 現行どおり ） 第16条 2. (12) 本契約の資金振替日において、拠出金額に相当する額の資金を証券総合口座（<u>法人の場合は取引口座</u>）に確認できなかったとき。	第16条 2. (3) お客様について支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。 第16条 2. (4) （ 省 略 ） 第16条 2. (5) お客様が死亡したとき又は本邦の非居住者になったとき。 第16条 2. (6) ～ (11) （ 省 略 ） 第16条 2. (12) 本契約の資金振替日において、拠出金額に相当する額の資金を証券総合口座に確認できなかったとき。
第17条 1. 第15条（契約の有効期間）第3項及び前条（本契約の解約）に基づき本契約が解約されることとなった場合、当社は、保有する投資対象ファンドの全部を売却（<u>解約請求</u>）し、当該売却により得た代金相当額の金銭及び投資されていなかった拠出金銭等を速やかにお客様に支払います。	第17条 1. 第15条（契約の有効期間）第3項及び前条（本契約の解約）に基づき本契約が解約されることとなった場合、当社は、保有する投資対象ファンドの全部を売却し、当該売却により得た代金相当額の金銭及び投資されていなかった拠出金銭等を速やかにお客様に支払います。

2025年7月1日 改正